

アグーブランド豚指定生産農場認定に関する規則

(認 定)

第1条 沖縄県アグーブランド豚推進協議会（以下「協議会」という。）は、この規則によりアグーブランド豚指定生産農場（以下「指定生産農場」という。）の認定を行う。

(定 義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号による。

- (1) アグーブランド豚とは、協議会の認定を受けた指定生産農場で生産され、且つ、協議会の認定基準に基づき本証明または仮証明された「沖縄アグー豚」の雄と各指定生産農場所所有の西洋豚等の雌を交配し、生産された肉豚とする。

(認定基準)

第3条 指定生産農場の認定基準は次の各号による。

- (1) 養豚業に従事して一定の経験年数（概ね5年以上）があり、種豚飼養技術及び肉豚生産技術に優れていること。
- (2) アグーブランド豚の生産に意欲があり、且つ、協議会の定めるアグーブランド豚年間生産目標300頭以上並びに年間出荷実績300頭以上を遵守すること。
- (3) 協議会の定めた規格・基準等に合致するアグーブランド豚を生産できること。
- (4) アグーブランド豚の流通・販売ルートが確立されていること。
- (5) 肉質向上を図るため、適正な配合飼料を給与していること。
- (6) 協議会の定める農場衛生プログラム並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律を遵守すること。
- (7) 協議会の定める規約等を遵守すること。
- (8) 協議会が現地調査の上、適当と認めた者。調査に関しては、協議会会長が指定した三者合同で行うこと。
- (9) 公共機関または農林高等学校等に関しては、種の保存の観点から認定基準に達していなくても指定生産農場に認定すること。
- (10) 指定生産農場の認定を過去3年間に取り消されていないこと。

(認定手続き)

第4条 指定生産農場の認定手続きは、次の各項による。

- (1) 指定生産農場の認定を受けようとする者は、毎年9月末日までに第1号様式の申込書を提出しなければならない。
- (2) 協議会は前項(1)で申込書を受理したときは、認定に必要な調査を行った上、その結果に基づき指定生産農場を認定する。

(認定期間)

第5条 指定生産農場の認定期間は、認定を受けた年限りとし、毎年認定の更新を行うものとする。

(認定書の発行)

第6条 認定した指定生産農場に、第1号ひな形の認定書を発行する。

(取り消し)

第7条 認定した指定生産農場において次の事項が生じたときは、その認定を取り消すものとし、その認定書を協議会に返納させるものとする。

- (1) 認定を受けた者から取り消しの申し出があったとき。
- (2) 指定生産農場の認定基準を欠いたとき。
- (3) その他指定生産農場として不相当と認められたとき。

(雑 則)

第8条 この規則に定めない事項については、別途協議するものとする。

附 則

1 この規則は、平成20年9月11日より施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年3月25日より施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年6月18日より施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月24日より施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日より施行する。